

1 はじめに

(1) 地方公共団体の会計制度

法人や個人が事業を行うときには、その活動の計画、実績あるいは成果などについて誰かに報告する必要が必ずや生じるものです。事業活動を、何らかのルールに則って、金銭で計算し、記録し、他に伝達する行為を、一般に会計といいます。

会計のルールのうち、経済活動をいつの時点で記録するかについては、考え方の違いがあり、2つの異なるルールが適用されています。1つは、現金の通過する時点で記録とする会計ルールで、明解・簡単・確実である点が長所とされます。それを現金主義の会計といいます。もう1つは、取引が発生した時点で記録とするルールで、高度化・複雑化した経済事象も把握できる点が長所とされます。それを発生主義の会計といいます。地方公共団体の会計は、前者の現金主義の会計ルールを採用しています。

(2) 企業会計の考え方の取り入れ

今日の地方公共団体は、住民のニーズに対応した多様な行政サービスを提供するため、数多くの事務や事業を展開しています。そのために道路や公園を整備したり、学校や公民館の建物を建築したりしますが、それらの公有の財産も次第に老朽化対策などの管理が必要性を増してきています。

また、地方公共団体は、つねに仕事を効率的に進め、施策をより一層効果の高いものとすることを求められていますが、高度化・複雑化した社会では、行政サービスを提供するためのコストも見えにくくなっており、より適切なコストの把握が必要とされてきています。

これらの課題に対処するために、会計が果たすべき役割は大きいのですが、現在の現金主義の会計では得られる情報に限りがあり、社会の要請に十分応えられないおそれが見えてきました。

そこで、現金主義会計の考え方でつくられる地方公共団体の予算書や決算書に対し、企業会計の考え方を取り入れて、複式簿記の手法と発生主義の会計ルールに基づいて地方公共団体の財務書類を作成しようという考え方が出てきました。その考え方、ルールやそれに基づく技法等を総称して、地方公会計といいます。

(3) 統一的な基準による財務書類の作成

現金主義会計による予算・決算制度を補完するため、全ての地方公共団体において「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」（平成26年4月30日）に記載された統一的な基準に基づいて、複式簿記・発生主義による財務書類等の整備が進められることになりました。

本市では、平成18年度から平成26年度までの決算において、行財政改革の一環として、基準モデルと呼ばれる先進的な財務書類整備手法に基づき、企業会計方式の財務諸表を作成し公表してきました。

平成27年度決算から、この統一的な基準に基づき、財務書類を作成します。